

平成29年 教育委員会第6回定例会 会議録

日 時 平成29年4月12日（水）

午後3時04分～午後5時18分

場 所 教育委員会室

議事日程

第 1 議案

【児童・家庭支援センター】

- (1) 『議案第17号』千代田区立児童・家庭支援センター、千代田区児童館及び千代田区立富士見わんぱくひろばの目的外使用に関する規則の一部を改正する規則

第 2 協議

【指導課】

- (1) 千代田区いじめ防止基本方針の改訂
(2) 平成29年度 中学校生徒海外交流事業

第 3 報告

【子ども総務課】

- (1) 平成29年度千代田区の組織整備

【子ども支援課】

- (1) 幼稚園・保育園・こども園等の在籍状況（平成29年4月1日現在）

【子育て推進課】

- (1) 平成29年度 保育所整備・運営事業者募集の概要（認可保育所・小規模保育所）

【児童・家庭支援センター】

- (1) 学童クラブ在籍状況（平成29年4月1日現在）

【学務課】

- (1) 平成29年度学級編制（平成29年4月7日現在）
(2) 学校給食費の補助
(3) 平成29年度 特別支援教育の実施
(4) 平成29年度 就学援助の実施

【文化振興課】

- (1) 第2回 千代田区子ども読書調査報告書

第 4 その他

【子ども総務課】

- (1) 教育委員会行事予定表

出席委員（4名）

教育委員長	中川 典子
教育委員長職務代理者	古川 紀子

教育委員	金丸 精孝
教育長	島崎 友四郎

出席職員（10名）

子ども部長	大矢 栄一
教育担当部長	小川 賢太郎
子ども総務課長事務取扱 子ども部参事	安田 昌一
副参事（特命担当）	大井 良彦
子育て推進課長	土谷 吉夫
児童・家庭支援センター所長	新井 玉江
子ども施設課長	小池 正敏
学務課長	柳 晃一
指導課長	杉浦 伸一
文化振興課長	山下 律子

欠席委員（0名）

欠席職員（0名）

書記（2名）

総務係長	村松 紀彦
総務係員	松村 秀一

中川委員長	開会に先立ち、本日、傍聴者から傍聴申請があり、傍聴を許可していることをご報告しておきます。 それでは、まず、4月1日付で幹部職員の異動がありましたので、自己紹介をお願いしたいと思います。
子ども部長	まず、大矢子ども部長よりお願いいたします。 4月1日付で議会事務局長より異動してきました子ども部長の大矢です。よろしくお願いいたします。
中川委員長	よろしくお願いいたします。 次に、安田子ども総務課長、お願いいたします。
子ども総務課長	4月1日付で、子ども総務課長事務取扱子ども部参事を拝命いたしました安田と申します。3月まで人事課長を務めておりました。どうぞよろしくお願いいたします。
中川委員長	よろしくお願いいたします。 指導課長から指導主事の紹介をお願いいたします。
指導課長	では、自己紹介ということで。今回、指導主事を2名増員することになり

	まして、新しく新規に入った指導主事も含めまして、自己紹介という形で紹介します。
	統括からよろしくお願いします。
指導課統括指導主事（佐藤）	この4月1日付で、江戸川区立小松川第二小学校副校長より異動で参りました、統括指導主事の佐藤達哉です。どうぞよろしくお願いいたします。
指導課統括指導主事（畠尾）	指導主事4年目になりました畠尾でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
指導課統括指導主事（小林）	指導主事3年目の小林です。今年度もよろしくお願いいたします。
指導課統括指導主事（伊藤）	指導主事1年目になります、伊藤祐一郎と申します。昨年度までは区内の麴町中学校に6年間勤務しておりました。中学校を担当させていただきます。よろしくお願いいたします。
中川委員長	それから、学務課長より新指導主事の紹介をお願いします。
学 務 課 長	このたび、私どもの学務課に、特別支援教育係という係が新設されまして、そちらに指導主事が配属されました。きょうも資料でご説明しますが、特別支援教育を一元的に推進していこうということで、指導主事が配置されました。ご紹介します。野津指導主事です。
学務課指導主事	学務課指導主事の野津公輝と申します。特別支援教育を担当します。昨年度まで立川ろう学校に勤めていました。よろしくお願いいたします。
中川委員長	よろしくお願いします。
指 導 課 長	なお、あと1名、昨年度から引き続き、2年目となります内山指導主事がありますが、本日公務のため欠席でございます。あわせてご紹介申し上げます。
中川委員長	どうもありがとうございました。皆さんよろしくお願いいたします。
	それでは、ただいまから平成29年教育委員会第6回定例会を開会します。
	本日、欠席はありません。
	今回の署名委員は、金丸委員にお願いいたします。
金 丸 委 員	はい、わかりました。

◎日程第1 議案

児童・家庭支援センター

- (1) 『議案第17号』千代田区立児童・家庭支援センター、千代田区児童館及び千代田区立富士見わんぱくひろばの目的外使用に関する規則の一部を改正する規則

中川委員長	日程第1、議案に入ります。
	議案第17号、千代田区立児童・家庭支援センター、千代田区児童館及び千代田区立富士見わんぱくひろばの目的外使用に関する規則の一部を改正する規則について、児童・家庭支援センター所長より説明をお願いいたします。
児童・家庭支援センター所長	改正前、改正後のものをこちらにつけてございます。第3号様式、第4号様式、第5号様式と、次のもので説明させていただきます。

前回は協議で出ささせていただきましたが、この第3号様式につきましては、施設使用承認取消・変更申請書で、承認の取消・変更申請がありますので、使用承認番号と年月日の欄を加えました。これが第3号様式です。

次は第4号様式です。こちらにつきましては、この既納額とそれから還付額の欄をつけ加えました。

次の5号様式でございますけれども、こちらに関しましては、第3号様式と同様に使用承認の欄と、それに下に口座番号をつけ加えました。

今までは、これらを手書き等で書き加えていましたけれども、このように改正いたしまして、これにより千代田区立学校施設使用条例施行規則による施設使用に関する様式と同様のものになりまして、今後こちらのほうを使用していきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

中川委員長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

(なし)

中川委員長 特にないようですので、採決いたします。
議案第17号について、賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

中川委員長 全員賛成につき、議案第17号を決定することといたします。
児童・家庭支援センター所長 ありがとうございます。

◎日程第2 報告

指導課

(1) 千代田区いじめ防止基本方針の改訂

(2) 平成29年度 中学校生徒海外交流事業

中川委員長 次に、第2、協議に入ります。
千代田区いじめ防止基本方針の改訂について、指導課長より説明をお願いいたします。

指導課長 千代田区いじめ防止基本方針の改訂についてご説明申し上げます。
この改訂は、ことし3月17日に文部科学省よりいじめの防止等のための基本的な方針の改訂及びいじめの重大事態の調査に関するガイドラインの改訂について通知があり、この内容を踏まえて、千代田区でもいじめ防止基本方針の改訂を行うものでございます。

内容について少しご説明をしますが、これまでの基本方針の内容で削除部分はございません。基本的には、新たな内容を赤でつけ加えてございます。

今回、改訂のポイントは大きく4点ございまして、1点目が、2ページ目の(6)にございます「いじめが生まれる背景と指導上の注意」という項目の中で、障害のある児童等、外国につながりのある児童等、性同一性障害や性的指向等、最後が東日本大震災により被災した児童等の文言が付記されているところを、そのまま転記をしております。

続いて、2点目が、3ページの下から4ページにわたってございますが、教育委員会の附属機関であるいじめ問題対策委員会と、いじめ問題調査委員会等をきちっと規定したものでございます。

3点目が、本ページのキのところから始まっておりますけれども、「児童生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たるものとする」という文言を付記したものでございます。

4点目が、このページの(5)「いじめに対する措置」と①のところがございますが、「いじめ行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは少なくとも3か月を目安とする」ということで、安易に解消としないという状況、また、少なくともさまざまな条件がきちっとクリアされている状況の中で、いじめがやんだとするとの文言が付記されたことでございます。

また、文章の流れ等、さまざまご指導いただければと思いますので、よろしく、ご協議等、お願いいたします。

中川委員長

説明が終わりました。ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

金丸委員。

金丸委員
指導課長
金丸委員

修正がかかっているところ以外でもよろしいですか。

はい。

2ページの1行目の最後からの文言ですが、何となく違和感を持っています、1行目の途中から読みますと、「さらに、すべての児童等が自己有用感や自己肯定感を高め」までは言葉として非常に素直ですけど、それに続く「達成感をもって学校生活を送ることができるよう」と書いてある部分は、これは、「達成感を持てるような学校生活を送るように」ではないのかなという疑問を感じました。要するに、達成感というのは、多分学校生活の中で子どもたちに十分に与えてあげて、それを持って出ていけるようにということではないかという意味で、少し違和感を覚えたのが1つです。

それから、次に、同じように、文言の問題としては、(6)の丸の3つ目、「性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童等について、教職員の正しい理解の促進」、ここまではわかるのですが、「学校として必要な対応について周知する」とこうやりますと、促進を周知するのか、一体何をするのだろうかというのが、少し文言として足りないのかなという。要するに、私の言いたいのは、この文言が、学校としての必要な対応が別個の言葉であるとする、学校として必要な対応を定め、これについて周知徹底するとか、そういうほうがわかりやすくなるのではないかという気がしました。

あとは、細かい点はたくさんありますが、いいですか、次々に言っても。

中川委員長

先に言っていたいたほうが。

金丸委員

次に、3ページの(2)のア、修正の部分ではありませんけれども、アの

第2段落、「教育委員会は、いじめの防止等のための対策を実効的に行うため、必要と認めるときは、各学校に設置される健全育成サポートチームに教育委員会が必要と認める者を加えた対策組織を設置するものとする」と書いてあるのですが、これは、健全育成サポートチームとは別の組織というふうに読めますが、それでいいのかなというのが1つ。

それから、次のページ、4ページの3行目、「教育委員会は、健全育成サポートチームから」云々と書いてありますけれども、先ほどの組織が別の組織であるとする、健全育成サポートチームもしくはその別組織からとならなければおかしくなるのではないのでしょうか。

それから、次に、その5行目ですけれども、「必要があると認めるときは、法第28条第1項に規定する調査を行い」と書いてありますけれども、ここに、「教育委員会から要請があった場合」という文言を入れておいたほうがいいのかなという気がします。要するに、主語に教育委員会も入っているのかもしれませんが、こういうふうに書くと、主語があくまでもこの対策委員会ということになるので、対策委員会が自分で必要と認めた場合はもちろんのこと、教育委員会が要請したときもしないといけないのではないかという気がしました。

それから、次に、4ページの(3)のエで、これは「再調査を決定した場合には、教育委員会は、区長の要請に応じて再調査に協力する」と書いてありますが、これは調査委員会が調査をするということですよ、きっと。そのところがわかるようにしたほうがいいのではないかというふうに思いました。

同じくカのところですが、これも、「いじめ問題対策委員会」と書いてありますが、前のページの3ページの下から4行目のところに、いじめ問題対策委員会は「対策委員会」と略することにしてありますので、「対策委員会」にしたほうがいいと思います。

それから、次に、5ページ目、6項の(2)の健全育成サポートチームの構成は次のとおりとするということに関しては、前回の委員会で議論があって、まだ確定はしていませんけれども、校長がメンバーに入っているかどうかという問題が、たしかあったかと思いました。

次に、7ページの中で、早期発見の最初の黒点ですが、これも、「学校生活アンケートの結果を活用し」と書いてありますが、この前にも「学校生活アンケート」という言葉は出ていますね。学校生活アンケートというのは、特定のアンケートのことを言っているものだというふうに私は理解したのですが、そうだとすると、同じ早期発見の最初の「ふれあい月間等におけるアンケート」とは別だろうと。そうすると、ふれあい月間等におけるアンケートの結果も活用しないといけないのではないかという気がしました。

それから、次に、同じ7ページの(4)2行目のところです。「速やかに学校いじめ対策組織に報告し」となっておりますけど、多分私が想像するには、この学校いじめ対策組織というのは、さっきの健全育成とは別に、先生

	方の中でつくられている組織だろうと思うのですが、このことが、この前に全く触れられていないので、唐突に出てきているような気がします。
	気がついたのは以上です。
中川委員長	すいません。最後のは何行目でしょうか。「速やかに」というのは。
金丸委員	(4)です。(4)の本文の2行目。
中川委員長	はい。2行目から、「速やかに学校いじめ対策組織に報告し」ですね。
金丸委員	これは多分学校の先生方で、何かあったときにすぐに対応できるような組織をつくっていらっしゃるって、その組織のことを言っているのだろうというふうに想像はしております。
指導課長	さまざまなご指摘をいただき、ありがとうございました。赤い部分でない、これまでの文言についてもいろいろご指摘いただきましたので、今ご指摘いただいた部分の内容を精査して、修正を行いたいと思います。
中川委員長	今お返事いただかなくてもよろしいですか。
金丸委員	今すぐにどうこうできるものもあれば、できないものもあろうかと。
中川委員長	できるものも幾つかあると思いますので、ちょっとその点を。全部ということではなくて。まず、2の一番初めは、これ文言の整理ですから、よろしいですかね。
金丸委員	もうこれでいいというのであれば、いいのですけれども、日本語として何となく違和感を覚えましたので、ちょっと検討していただきたいということだけです。
中川委員長	はい。それから、その下の性同一性障害や性的指向・性自認に関する、学校としての対応については。
金丸委員	これは「理解の促進」という言葉が、その後につながる言葉ではきっとないだろうと。そうすると、後の言葉が言葉足らずなのかなという感じがしました。
指導課長	この部分は、原文が、国の新旧対照表として文科省のほうから出ておりまして、ただ全文ではなく、言葉を端折ってしまったようなところもあります。しっかり見直して、文章が通るような形にしたいと思います。
中川委員長	そうですね。わかりました。
	事前にいただいた改正後の文部省のものも、ちょっと変なところがありますかね。わかりました。そこは、しっかり精査していただいて。
	ちょっと問題になる点としては。
金丸委員	一番問題になるのは、3ページの(2)のアの「健全育成サポートチームに教育委員会が必要と認める者を加えた対策組織を設置する」と書いてあるものですから、そうすると、健全育成サポートチームとは別の組織ができて、その組織は一体何をやるのという話につながりかねませんので。
中川委員長	そうですね。ここはちょっと、新たな対策組織が何をするのかははっきりしませんね。
金丸委員	このままだと新たにということになりますよね。
中川委員長	なってしまいますね。

金 丸 委 員	ですから、場合によっては、教育委員会が必要と認めた者を健全育成サポートチームに参加させるか、もしくは参加するように要請することができるか、何かそんなような趣旨のほうが実は実態に合っているのかなと。
中川委員長	そうですね。だから、2つではないほうがいいということですかね。 では、その辺もよろしく願いいたします。 それから、次のページの、ですから、その整合性ということで、この3ページの健全育成サポートチームが1つであれば、その一番上の教育委員会は健全育成サポートチームからというのがいいということですね。 それから、その後の教育委員会の要請に従ってというところは。
金 丸 委 員	従ってというより、「要請があった場合は」と加えておいたほうが、対策委員会が自分で必要を認めたときだけ調査ができてということではないのだろうと思いますので。
中川委員長	そうですね。そこもしっかりと、考えていただいて。
金 丸 委 員	どちらかといえば、教育委員会へ要請をした場合、もしくは対策委員会がみずから必要を認めた場合ということになるのかなとは思いますが。
中川委員長	それから、あとは。
金 丸 委 員	あとは文言の問題で、4ページの一番下から2行目のいじめの問題対策委員会は、前に対策委員会というふうに略称を。
指 導 課 長	いじめ問題をとるということですね。
金 丸 委 員	そうです。
中川委員長	最後に、学校における取り組みの中の、校長というのを入れていいかどうかというのは、そこがやっぱり大きな問題ですね。
指 導 課 長	中立性を確保するということで、前回の教育委員会で、健全育成サポートチームの要綱から規則に変えさせていただき、議決したところでございますので、それに基づいてきちとこちらのほうを修正し、校長も座長から外すというような文言等がしっかり読みとれるように、修正をしたいと思います。
中川委員長	はい。それから、7ページに関しては、アンケートの結果を活用し、このアンケート、特定のアンケートというのは。
金 丸 委 員	学校生活アンケートというのは、こういうふうに書いてある以上は、多分特定の形式のものだろうというふうに理解したものですから、その前のふれあい月間等のアンケートと別だろうと。そうすると、すべからくアンケートの結果については、把握の根拠にしなければ意味がない。
指 導 課 長	いろんな資料を参考にということですね。
中川委員長	そして、その最後の4番の「学校いじめ対策組織に報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない」、これは文言整理ですかね。
金 丸 委 員	いえ、これは単なる文言整理ではなくて、学校いじめ対策組織というのは何を意味しているかによって、文言の整理で済むのか、そうではないのかということになります。私の理解では、多分学校の先生方の組織だろうと思うので、先生方の組織だとすると、それまで全然位置づけされていないので、

	突然出てくるのは非常にわかりにくく、もう少しまくしないといけないのではないかと、そういう意味です。
指 導 課 長	学校において、大体いじめが起きますと、まず、いじめ対策ということではなく、生活指導面での組織がありますので、「生活指導部会」等という形で、括弧を書いておけばよろしいでしょうか。
金 丸 委 員	そうですね。
指 導 課 長	校内の組織ですね。ふだんの。
金 丸 委 員	そこをわかりやすくしたほうがいいのではないのでしょうか。
指 導 課 長	一般的ないじめが起こったときに、協議を行う組織ということで対応したいと思います。
教 育 長	そこのところは、簡単に決めつけられる問題ではなく、国のいじめ防止基本方針が言っているこの言葉と、千代田区の実態をよく比べて整理しないといけないと思います。だから、そこはちょっと、受け止めさせていただいて、国の方針がいわんとしているところとこの文言をきちんと照らし合わせて、適切な文言にさせていただきたいと思います。
中川委員長	わかりました。
金 丸 委 員	もう1点だけ。非常に単純な疑問なのですが、調査をしたときの結果報告、少なくとも区民だとか、もしくは被害を訴えている子どもたちやその保護者や、もしくは学校の保護者全体に対して、報告というものはどの段階ですることになるのでしょうか。要するに、例えば健全育成サポートチームが調査して結論を出す。だけど、それは対策委員会で確認をしなければいけないことになっていて、そうすると、それが終わるまでは公表はできないというふうに理解してよろしいのでしょうか。結構それだと時間がかかるなという気も。もともと調査に時間がかかるころへ持ってきて、二度手間をやらないと発表ができないという、そういう組織なのかなということについて、若干疑念を持ったものですから。
指 導 課 長	一般的ないじめは、月に一回教育委員会に報告を上げております。 ただ、内容が深刻になったりした場合は、それぞれ、上位機関で検討します。その検討の段階で、ある程度事実関係がわかった場合は、その時点で報告となろうかと思います。つまり内容によって、また、どこまで調査が入るかということによって、公表する段階がそれぞれ違ってきってしまうかなと思います。
金 丸 委 員	そうですね。これについては、区長のおっしゃっている、なるべく早く情報は開示してほしいというお話もありますね。私も、開示できるものは開示したいと思うのですけれども、やむを得ないところですかね。
教 育 長	今こういう形で調査が行われているという調査の進捗状況については、適宜教育委員会のほうから、区民なり申立人なりに公表していくことが必要ではないかと思っています。調査結果については、まず、学校が調査をする、それが教育委員会に上がってきて、その学校の調査が適正かどうかを改めて教育委員会で見きわめて、その学校の調査が不十分であれば、今度は教育委員

会として教育委員会の対策委員会で独自にまた調査しなくてはならないということもあると思っています。

どこの段階で公表するかについては、かなり慎重に扱わないといけないと思います。途中の段階での調査結果の公表は、それが最終的な教育委員会としての調査結果だというふうに受けとめられてしまう懸念もあるので、調査内容の公表の時期については、かなり配慮を求められるのではないかと考えます。

金 丸 委 員 要するに、健全育成サポートチームで調査したものについては、今この規定でいけば、調査委員会のほうでチェックをしなければいけないということになりますかね。これでチェックができるのではないのでしょうか。そこまではちょっと、中身は言えませんがというのはこういうシステムで行っていいとして、次に、また、教育委員会が区長にその結果を報告したときに、再調査を区長のほうでやると決めたときには、やっぱりそこで公表はとまるということになるのですかね。

教 育 長 そのこのところは、非常に難しい問題で、一義的には、教育委員会が重大事案については調査する主体となるべきものですから、基本的には、教育委員会が調査した内容については、その時点で教育委員会としての調査結果を、可能な範囲で対外的に明らかにすることが必要ではないかというふうに考えます。ただし、区長が再調査の必要性を認めたような場合には、その段階での公表内容が、一定の結論を持ったものとして受けとめられてしまう懸念もあるので、慎重になる必要があるかと思います。

ただし、基本的には教育委員会が一応調査を終了したら、その内容なり概要については、その時点で公表すべきではないかというふうに考えます。

指 導 課 長 例えば1つの方法として、いじめ問題対策委員会、教育委員会の対策委員会である程度の結論が出たときには、区長のほうにも、1つの合議体として確認を得た上で公表するというような流れをつくっておけば、それを確認したときに、ちょっと、これでは不十分であるというような見解が出れば、そこでまず公表を一旦ストップしまして、さらに上に上げるという、出た段階で、公表する前に区長等に確認をとるという手法をとったらいかがでしょうか。

金 丸 委 員 やっぱり非常に難しい問題ですけども、教育委員会が決めなければいけないことを区長に任せるという手法はきつととれないだろうと思います。問題は、教育委員会の下に設けられるいじめ問題対策委員会の結論を、教育委員会自身がひっくり返せるのかという問題にかかると思いますね。要するにその結論が不十分、今おっしゃったような、不十分だとなったときに、教育委員会としてそれを覆す形で、区長のもとに設けられる委員会で再調査してくださいのかという、そういうことなのだろうと思うのです。

中川委員長 ちょっと、今気になったのは、「第三者委員会」という言葉が全然この中に出てきていないですね。

金 丸 委 員 ここで、第三者委員会というのはいじめ問題対策委員会のことですね。

中川委員長 指導課長 中川委員長	そのことを言うのですか。 はい。 ちょっと、私も気になるのは、第三者委員会なりが結論を出したことを公表した場合、例えばこの間の横浜のいじめの問題で、150万円をとられてしまった、恐喝があったという話があった時に、それを教育委員会のほうでは、恐喝ではなかったということを言ったのですけれども、それが公表されたと同時ぐらいに、それはおかしいという批判がかなり出てきて、それで、最終的に、教育長が謝ったということもありましたね。だから、やっぱりどこで公表するのか、何を最終的な判断にするのかということは、すごく大変な問題だなと思っているのですが。
教 育 長	委員長がおっしゃったように、大変な問題ですけれども、やっぱり最終的には、第三者委員会の意見を尊重するか否かも含めて、教育委員会としての意思とか責任がかかわってくる問題だと考えます。第三者委員会の調査、結論イコール教育委員会の調査、結論ということではなくて、第三者委員会の調査なり結論を教育委員会がどう受けとめるかも含めて議論し、最終的には教育委員会の責任なり判断として公表していくということになると思います。
中川委員長	最終的にはやっぱり教育委員会の責任ですから、それははっきりしておいたほうがいい、ということですね。
教 育 長	今いろいろご意見をいただきました。指導課長が話したように、きょうはあくまでも案として協議させていただいているものですので、いただいたご意見等を精査して、改めて教育委員会に、協議なり議案として提案させていただきたいと思います。
中川委員長	できればもう一回ぐらい協議をさせていただくということで、よろしいですか。
指導課長	まず、今回協議していただきましたが、できれば次回の教育委員会で、議決していただくような流れで持っていきたいと考えております。といいますのも、これをもとに、各学校がいじめ防止基本方針をつくっていきます。各学校の健全育成サポートチームの第1回の立ち上げがもうそろそろございますので、できればそれに間に合うように、各学校も早く内容を確認したいということでございます。
教 育 長	これは、本来ならば前年度中に改訂して、4月から区の基本方針も学校の基本方針も新たな形でスタートできればよかったのですが、国の基本方針の最終的な改訂がなされたのが3月中旬でしたので、それを受けての改訂ということもあって、今の時期になってしまいました。ただ、指導課長がお話ししたように、できるだけ早く区としての新たな基本方針を定め、これにのっとり各学校が、学校の基本方針を定めるようにしていきたいと思っていますので、修正ができましたら、事前に案の形で教育委員の皆さんにお示しして、メールや電話でご意見をいただき、できれば次回の教育委員会に議案としてかけさせていただければと思います。

中川委員長
金丸委員
中川委員長

わかりました。少し早目にいただければ。

早目にいただければ意見が出せます。

ということで、よろしく願いいたします。

では、次に移りたいと思います。

平成29年度中学校生徒海外交流事業について、指導課長より説明をお願いいたします。

指導課長

例年、千代田区と英国ロンドンのウェストミンスター市は、相互に生徒の受け入れ及び派遣を実施しているところですが、ご案内のとおり、本年3月22日に、まさに交流先のウェストミンスターにおきまして、テロ事件と予想される事件が発生しまして、現地の治安状態が今不透明でございます。

現地とも連絡をとっているところですが、まだ状況等の返事は返ってきません。インターネット等で今現在の状況を推測するに、こちらの資料のとおりでございます。

入手する情報によって、平常の普通の生活が行われているという情報もございますし、いや、まだこういった危険レベルが、5段階のうちの2番目という高い状態であるという報道もございまして、なかなかはっきりした状況はつかみきれいていません。

当該の学校としまして、昨年度、ちょうどフランスでテロが起きました。近隣のヨーロッパ諸国ということで、その時も、出発する際に、やはりイギリス等ヨーロッパ関係の治安等をかなり慎重に心配しながら行ったという経緯がございます。学校側としまして、そうしたヨーロッパでさえ心配をして、危惧をしながら実施したという状況の中で、今回もまさに近くで起こっているということでございます。

また、本日もドイツで爆破事件、これはどういう原因かははっきりしておりませんが、そうした報道もされていることから、下に書かれておりますように、英国がまだ安全な地域とは、必ずしも治安が安全であるという状況ではないということ、そしてまさに今回は事件の現場が派遣する地域の学校付近であったことなどを踏まえ、もう4月の後半に本来ですと学校に対して、保護者に対して、ことしの実施に対する説明会を開かなければいけないということや、旅行会社等への手配の関係もございますので、この時点で判断をしなければいけないというのが今の状況でございます。

選択肢は3つあるかと思います。1つ目は、安全に留意しながら、今の状態の中で、予定通り相互に受け入れを実施する。2つ目は、今の段階では安全な日本だけが受け入れを行う。3つ目は、やはり今回はこうした情勢を勘案しながら、安全第一ということで休止すると、双方とも休止を行うという3つだと思います。委員の方々のご意見をお伺いできればと思います。

ご協議のほど、よろしく願いいたします。

中川委員長

この件に関しましては、ちょっと、本当に残念なことが続いて起きてしまいましたね。

	委員の方から何かこれに対して。 古川委員。
古 川 委 員	資料を見させていただきました。派遣する時期に募集が始まるなら、まだ考えようがあったかもしれないのですが、今の段階で募集をかけるのは、やはりちょっと、不適切かなというふうに考えます。 あと、こちら側だけ受け入れるかというところについても、多分保護者の立場で言いますと、受け入れも大変貴重な経験になると思うのですが、現地に、こちらからイギリスのほうに子どもたちが行けるということのほうに重きが置かれているのではないかなと思います。 以上です。
中川委員長 金 丸 委 員	金丸委員。 私も、今ここで決めなければいけないとすると、リスクを冒して派遣するという判断をするのはやっぱり無理があるだろうなと思っています。
	ただ、今までの交流を考えたときに、ここで打ち切っているのかという問題があって、もし受け入れだけでもできるのであれば、やったほうが、その後につながるという意味で、意味があると思っています。ただ、その前提として、今、古川委員がおっしゃったように、受け入れ家庭のほうの問題として、手を挙げる方が出てくるのかということについて非常に大きな心配をしています。
中川委員長 教 育 長 指 導 課 長	教育長、何かありますか。 中学校長からの意見も伺っております。
	先ほども、私の考えのように言ってしまいましたけれども、昨年、引率をした神田一橋中学校の太田校長先生に直接お会いして、お話を聞きましたけれども、やはり昨年度もパリでテロがあったときに、非常に近隣であるので、今のヨーロッパの情勢を考えると非常に心配であるということは、常々保護者に説明会で伝え、教育委員会のほうにも何度か確認、または現地の情報を確認するという作業を行いました。 ただ、まして今回はウエストミンスターで起こったということであると、なおさら保護者が、もし実行するとしても、心配をしてしまうし、たとえ何人かがそれでもというふうにおっしゃっても、必ず何人かは不安で行かせられないというような状況があることを考えると、もしもう一度ことし団長として引率するとなると、非常に不安でならないということをおっしゃっていました。同じことを麴町中学校の工藤校長もその意見に賛同されておりました。
教 育 長	このケースを考えるのに、私はつい直近であった栃木県教育委員会が、高校生を対象に実施した冬山訓練のことを想起します。あのときも、結果的に8人の生徒や教員が亡くなってしまうという大きな事件になってしまいました。今問われているのは、実施主体、栃木県教育委員会なり、あるいはその実際の指導者なりが、雪崩の危険を予知できたかということと、それに基づく適切な対応をとったかということの2つです。それに照らして考える

と、今回はリスクが見えているので、リスクがある状況下で教育委員会がこの事業を今の時点で実施するということは、栃木の事例を考えると、かなり無理があるのかなと私自身思います。

また、今回、受け入れだけでも実施するかということですが、やっぱり私は、この事業は双方の交流をしてこそ意味があるので、ことし29年度については、ウエストミンスターの状況とか、あるいは日本で高校生が巻き込まれる雪山での事故があって、保護者の間に、こういう事業についての懸念が深まっているというようなことをウエストミンスター側に申し入れて、今年度については相互交流を中止したいという提案を早急にやるのがいいのではないかというふうに思います。

中川委員長 よろしいですか。さまざま思い入れはあるし、いろんな意見があると思いますが、東京もウエストミンスターもなくなるわけではないので、一番いい方法をこれからとれるように考えていきたいなと思います。

金丸委員 あとは、ここで教育委員会として、やるか、やらないかの決定をしないと、先に進めないのではないのでしょうか。

教 育 長 ここで、今年度は休止するという方向で、教育委員会として確認していただければ、それに基づいて、早急にウエストミンスターのほうと調整に入るという形で進めさせていただきたいと思うのですが。

中川委員長 みなさんよろしいですか。ではそういうことで、今年度は休止したいということではよろしいですね。わかりました。

◎日程第3 報告

子ども総務課

(1) 平成29年度千代田区の組織整備

子ども支援課

(1) 幼稚園・保育園・こども園等の在籍状況（平成29年4月1日現在）

子育て推進課

(1) 平成29年度 保育所整備・運営事業者募集の概要（認可保育所・小規模保育所）

児童・家庭支援センター

(1) 学童クラブ在籍状況（平成29年4月1日現在）

学務課

(1) 平成29年度学級編制（平成29年4月7日現在）

(2) 学校給食費の補助

(3) 平成29年度 特別支援教育の実施

(4) 平成29年度 就学援助の実施

文化振興課

(1) 第2回 千代田区子ども読書調査報告書

中川委員長 では、日程第3、報告に入ります。

子ども総務課長

平成29年度千代田区の組織整備について、子ども総務課長より説明をお願いいたします。

それでは、平成29年度千代田区の組織図に基づきまして、概要をご説明申し上げます。

まず、子ども部でございますけれども、学務課のほうに特別支援教育係、並びに指導主事が新設されております。こちらにつきましては、特別支援教育の充実を図るため、就学相談から一元的に対応していく体制を構築するため、特別支援教育係を新設いたしました。就学委員会に関すること、個別指導計画に関すること、その他特別な支援が必要な子どもへの支援の全体調整を行うという業務内容でございます。

次に、子ども部以外の組織改正の主な概要でございますが、次ページのほうで、まず、環境まちづくり部、こちらは道路公園課の下に基盤整備計画担当課長というものが新設されております。こちらにつきましては、経常的な道路公園の維持補修事務以外に、街路樹等を含む、いわゆる道路整備方針、計画等について、この課長が担当するというものでございます。

次に、政策経営部でございますが、こちらの企画課の下に政策担当課長というものが新設されております。こちらの課長の所掌事務につきましては、行政評価、並びに児童相談所の移管等に伴います、例えば子ども部と保健福祉部との連携、調整、そういった機能をここの課長が担うというものでございます。

そして、施設経営課の下に区有施設担当課長を新設しておりますけれども、この課長につきましては、区における低未利用地の活用等をこの課長のもので行う、そのような機能を担うというものでございます。

以上、29年度の組織改正の概要につきましてご説明、ご報告をさせていただきました。

中川委員長

説明が終わりました。この件に関しまして、何かご質問がありましたらお願いいたします。

よろしいですか。

(な し)

中川委員長

それでは、次に移りたいと思います。

幼稚園・保育園・こども園等の在籍状況につきまして、子ども支援課長より説明をお願いいたします。

子ども支援課長

それでは、画面のほうの資料となりますが、例年のとおり、4月1日現在の幼稚園・保育園・こども園・認定こども園の在籍状況についてご説明させていただきます。

まず、上の表でございますが、上の表は、幼稚園、またこども園の幼児相当年齢部分ということで、園児数の計の一番下の合計欄をごらんいただければと思います。トータルで688名ということで、前年度と比べますと、前年度が729名でございましたので、41名の減といったところとなっております。ちょっと、ここの原因分析はまだできておりませんし、また、幼稚園の

ほうは、5月1日現在の数字が確定しますと、それが本来の数字になりますので、また、ここにつきましては、確定しましたらご報告させていただきたいと思います。

それと、下の表でございます。下のほうが保育園・こども園・認定こども園等、乳児相当年齢部分の表となります。こちらにつきましては、下から3つでございますが、グローバルキッズ飯田橋こども園、こちらが57名の定員拡充をしましたのと、昨年10月に開設しましたクレアナーサリー市ヶ谷、もう一つ、この4月に開設しました神田淡路町保育園大きなおうち、こちらの3つが開設しまして、園児数でございますが、園児数が昨年度の4月1日では922名でございましたので、220名の増となっております。

続きまして、こちらの表につきましては、地域型保育事業と、その下は認証保育所等の認可外の保育所の定員と園児数を記載しました表となります。

こちらも園児数の計のところをごらんいただければと思います。一番右の部分でございます。一番下の合計のところでございますが、全数は468名で、うち区民の方の数は350名ということで、昨年度と比べますと、区民の方は6名の増となっております。

最後、待機児童が発生したかどうかというところでございますが、4月1日の段階でございますが、表のとおり、待機児童数につきましてはゼロと、何とか待機児童ゼロを維持することができました。このゼロにつきましては、3月に厚生労働省で発表されました新しい厚生労働省の待機児童の基準に照らし合わせましても、ゼロといったところとなります。

それと、その下、特定園留保の方の数でございますが、86名ということで、昨年4月は146名でございましたので、60名減らすことができました。

また、留保につきましては、こちらについては昨年57名でございましたので、10名の減。転所留保でございますが、これは認可に入れたけど、やはり自宅に近い認可のほうに入りたい方の数となります。こちらについては56名で、昨年の4月は41名でございましたが、15名の増ということになります。

合計のところは189名で、昨年度は244名でございましたので、55名の減という形になります。

説明は以上でございます。

中川委員長

ありがとうございました。

この件に関しまして、ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

幼稚園部分がちょっと少ないですね。

子ども支援課長

そうですね。先ほども申し上げましたが、昨年度と比べまして、41名の減となっております。特に3歳児のところ、基本は定員が35名の定員ですが、申し込みの段階では35名ちょうどぐらいの申し込みで多かったですが、この時期、異動の時期もあつたりとかして、多分そういった影響を受けて、35から減っているのだと思うのですが、ちょっと、その辺はまた、分析が必要かなと思っております。

中川委員長	わかりました。 ほかにかがですか、よろしいですか。 (な し)
中川委員長	それでは、次に移りたいと思います。 次に、平成29年度保育所整備・運営事業者募集の概要について、子育て推進課長より説明をお願いいたします。
子育て推進課長	これまで区有財産を活用した保育所整備ということで、民間の賃貸型をあわせましてご報告申し上げました。時点が進行しましたので、本日は募集を開始したというご報告を行います。資料に基づきましてご報告いたします。 公募の趣旨としましては、待機児童対策ということで、(1)です。 (2)は緊急対策として、平成31年度までの3カ年度、区有地活用型ということで、地蔵橋西児童遊園・旧和泉橋出張所を活用し、また、あわせて、賃貸物件を活用して整備を行うということで、29年度に公募を始めます。 公募のスケジュールでございます。区有地活用型につきましては、保育所整備の場所が特定されています。このため、まず先に運営事業者が物件を探してまいります。賃貸物件型を先に公募させていただきます。賃貸物件型は(2)として、認可保育所、20人未満の小規模保育所、2つの仕組みでございます。公募の開始は、先週4月5日から、公募の締め切りにつきましては、来月5月22日までの期間で公募を行ってまいります。 審査・選定につきましては、書類審査とプレゼンテーション等を行って、審査・選定、7月中の予定で現在公募を開始したところでございます。 3番、公募の要件、まず、これから募集を、賃貸物件の後に改めて公募を開始する、まず区有地活用型でございますが、定員については、それぞれ、60名程度、開設時期につきましては平成31年4月までの間ということで、提案によりましては早い開設の提案についても応募を受け付けてまいります。 貸付予定地については記載のとおりでございます。 応募の提案を受ける事業者の実績の要件でございます。平成29年4月1日現在、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県において認可保育所、認定こども園を直営で3年以上運営している法人ということで、実績要件を定めております。 経済基盤につきましては、①、②、③と、運営に支障がないことを要件といたします。 裏面でございます。現在4月5日から先行して公募している賃貸物件の要件でございます。定員については60名以上、開設時期につきましては、平成31年4月までの間ということで、31年4月より早い開設の時期の提案についても応募を受け付けてまいります。 募集地域につきましては、区内全域、ただし、麴町方面の居住世帯が少ない霞が関等につきましては、除外をしてございます。ただし、重点地域としまして、神田地域につきましては、神田公園出張所管区、和泉橋出張所管区については重点地域です。麴町地域につきましては、麴町の一から六丁目、

一番町から六番町、九段南の二丁目から四丁目、平河町の一・二丁目について、重点地域としてまいります。区内全域のうち今回応募を受け付けます定員数については、300名程度の定員を受け付けます。

昨年度の募集と異なる点は、今回の公募を行った際、この300名程度の定員に達しない場合については、改めてもう一度公募を開始するという点でございます。

実績要件については、この次に公募を開始してまいります区有地活用型と同様に、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県において、認可保育所、認定こども園を直営で3年以上運営している法人、経済基盤については、保育所運営に必要な経費を担保していること、決算期で損失を計上していないこと、直近で債務超過になっていないこと。①、②、③でございます。

(3)として、4月5日からあわせて公募を行っております賃貸物件型の小規模保育所でございます。こちらについては、定員については、基準どおりの6名から19名、こちらは定員が小さいことから、賃貸物件の中でもワンフロア、もしくはツーフロアで整備が整うことから、開設時期を平成30年4月までの間と短めにとっております。

募集地域は同様に区内全域。重点地域については、神田地域についてはやや細かく、神田須田町二丁目から記載の鍛冶町二丁目までを重点地域、麹町につきましては、重点地域として麹町一丁目から六丁目、一番町から六番町です。各地域において一カ所の整備を予定で公募をしてございます。

実績要件については、区有地活用型、賃貸物件型と一点異なっております。保育所の所在地域につきましては、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県は同様でございますが、認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所のいずれかの直営で、こちらは1年以上運営している法人と、やや要件を緩和してございます。

経済基盤につきましては、(2)の賃貸物件型と同様でございます。

5月22日までの公募締め切りということで、現在公募に入っておりますので、ご報告申し上げます。

以上です。

中川委員長

ありがとうございました。

説明が終わりました。ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

(な し)

中川委員長

特にないようですので、次に移りたいと思います。

次に、学童クラブ在籍状況について、児童・家庭支援センター所長より説明をお願いいたします。

児童・家庭支援センター所長

学童クラブ在籍状況、平成29年4月1日時点の人数になります。

平成29年度の4月1日時点の在籍人数合計Aというところの赤字ですけれども、29年4月1日現在970名、全学童クラブの合計人数でございます。

29年度につきましては、学校内学童クラブの改修、また児童館併設の学童

中川委員長

クラブの集会室を占用利用いたしまして、待機児童ゼロを堅持いたしました。

ご説明は以上です。

説明が終わりました。ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

よろしいですか。

これは4月1日時点ということで、29年度の子どもたちというのは、いつの時点で募集するのですか。

児童・家庭支援センター所長

28年度中に募集いたしまして、4月1日から学童クラブを開始いたしますので、新1年生からの人数になっております。

中川委員長

わかりました。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

(了 承)

中川委員長

それでは、次に移りたいと思います。

学 務 課 長

次に、平成29年度学級編制について。

平成29年度学級編制についてご報告させていただきます。

こちらにつきましては、平成29年4月7日現在の基準日でご報告させていただきます。

昨年と比較して、大きく変動したところをご説明させていただこうかと思っております。

まず、麴町小学校でございますけれども、1年から6年まで、昨年同様、この学級編制となつてございまして、16学級となつてございます。

九段小学校でございますけれども、1年生が、昨年に比べて1学級ふえて3学級、ほかの学年は昨年同様でございまして、合計としまして、昨年に比べると1学級ふえて13学級となつてございます。

番町小学校ですが、こちらは昨年同様、各学年2クラスということで、合計12学級となつてございます。

富士見小学校でございます。1年生でございますが、昨年は3学級ございましたけれども、今回は1学級減りまして2学級、逆に、2年生が学年進行ということで3学級となつてございます。あと、4年生が、転入等の関係で3学級にふえて、トータルで昨年と比較して1学級ふえて14学級となつてございます。

お茶の水小学校でございますけれども、3年生が昨年と比べて1学級減りまして1学級、5年生が1学級ふえて2学級、6年生が1学級減って1学級へ、トータルで昨年に比べて1学級減って10学級ということでございます。

千代田小学校は昨年と同様でございます。

昌平小学校でございますが、5年生が1学級ふえて、6年生が1学級減ったという状況で、トータルの11学級は昨年と同様でございます。

最後に、和泉小学校でございますけれども、こちら5年生が昨年に比べて1学級ふえて2学級、6年生が1学級減って1学級、トータルとしては昨年

と同じく11学級ということでございます。

それから、千代田小学校の固定学級でございますが、こちらは1クラス8名編制ということで、括弧書きでございますけど、トータル14名ということで、2学級という編制になってございます。

児童数全体を見ていただきますと、1年生が昨年に比べて23名減ってございまして、全体で児童数を見ますと、昨年に比べて、転入等の関係で94名ふえております。

続きまして、中学校でございます。

中学校につきましては、麴町中学校が、1年生が4学級で、2年生が1学級ふえまして4学級、3年生が3学級ということで、トータルで昨年に比べて1学級ふえまして、11学級となりました。

神田一橋中学校が、1年生が昨年に比べて1学級減りました。結果2学級となりまして、2年生、3年生は昨年同様の3学級、トータルとしまして昨年より1学級減った8学級となっております。

九段中等教育学校につきましては、こちらにござんのとおりでございまして、麴町中学校の固定学級につきましては、同じく8名1クラス編制ということで、4名の生徒がいるということで、1クラスの学級編制となっております。

中川委員長

平成29年度の学級編制、児童・生徒数の状況は以上でございます。

ありがとうございます。

これにつきまして、何かご質問がありましたらお願いいたします。

よろしいですか。

(な し)

中川委員長

それでは、質問がないようですので、次に移りたいと思います。

学 務 課 長

次に、学校給食費の補助について、学務課長よりお願いいたします。

それでは、学校給食費の補助ということでご報告をさせていただきます。

こちらは、前回の教育委員会でも予算のあらましの中で幾つかご質問がございましたので、本日改めて資料をご用意させていただきまして、概要等についてご報告をさせていただきます。

学校給食費の補助、当区としましては初めて補助を出す形になります。この経緯としましては、28年度予算の区議会の審議におきまして、附帯決議、給食費の牛乳の無償化を検討することということがございました。昨年検討する中で、さまざまな検討をさせていただきましたが、附帯決議にございます給食費における牛乳を補助することにつきましては、牛乳を飲めない方もいるというようなこともございまして、公平性の観点から、それは難しいであろうということで、他に何かしらの補助ができないか、他の食材の補助ですとか、今回の給食費の補助ですとか、周辺区の状況等もいろいろ調査させていただきながら、最終的には、保護者の経済的負担を軽減するために、学校給食費の一部を補助しますということとさせていただいたものでございます。

こちらの資料に沿ってご説明させていただきますと、補助の対象者は、千代田区立学校に在籍し、学校給食の提供を受けている児童または生徒の保護者で、学校給食費を負担している方を対象としております。

補助額は、小学校につきましては、1食当たり10円、中学校・中等教育学校の前期課程におきましては、1食当たり15円の補助をするというものでございます。

補助金の申請、請求等の事務につきましては、補助金の申請、請求、受領、管理等は、保護者補助金ということで、基本的には保護者がするものでございますけれども、保護者が在籍する校長先生へ委任することによって、校長先生が申請、請求をすることにより、補助金を学校長の給食費の私費会計の口座に交付するという形にしております。

保護者の負担する給食費は、それぞれ、毎年、学校給食費、日額単価を決めてございますけど、その単価から、こちらの資料にもございますように、10円、15円を控除した金額で保護者から徴収をするというものでございます。

説明は以上です。

中川委員長

ありがとうございました。

この件に関しまして、ご意見、ご質問がありましたら。

金丸委員。

金丸委員

手続の問題ですけれども、やっぱり各保護者から補助金の申請と請求は出させなければいけないと、こういうことになるわけですね。

学務課長

本来はそういう形をとるのが補助金の交付の仕方ではございますけれども、それを簡略化するために、一度保護者から委任状をいただきまして、学校長に委任をして、学校長がかわりに申請と請求をするという形になります。それも、毎年毎年ということではなくて、一度委任状を提出していただくことによって、在学期間中はそれをもってかえさせていただくという形をとらせていただきます。

中川委員長

よろしいですか。

(了 承)

中川委員長

ほかはよろしいようですね。

次に、平成29年度特別支援教育の実施について、学務課長より説明をお願いいたします。

学務課長

それでは、資料に基づきまして、平成29年度特別支援教育の実施についてご報告させていただきます。

先ほど組織改正のところでもご説明させていただきましたけれども、今回、29年度組織整備に当たりまして、学務課に特別支援教育係を新設しました。こちらにつきましては、それまで、この表にもございますように、児童・家庭支援センターの発達支援主査、また指導課の特別支援関連の事業、また学務課の就学関係の事務、これが、それぞれ関係する事業が分かれておりましたけれども、これらを学務課に集約することによって、特別支援教育

の一元的な管理を実現していこうというものでございます。

業務の内容につきましては、こちらの資料にあるとおりでございまして、体制としましては、事務の係長1名と専門職の心理職1名を採用いたしました。そして、非常勤の特別支援教育相談員1名を採用いたしました。この特別支援教育相談員につきましては、この3月まで東京都の指導部特別支援教育推進室で相談員をやっておりまして、即戦力という方でございます。

そして、先ほど冒頭に紹介させていただきました指導主事の配置を受けまして、指導主事もこれまで特別支援学校での経験を持っており、この4名の体制で取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

とはいえ、関係各課との連携も、これまでどおり、指導課、児童・家庭支援センターとのかかわりもありますので、そういったところと連携協力を密にして取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

説明は以上です。

中川委員長

ありがとうございました。

この件に関しまして、ご意見、ご質問等がありましたら。

よろしいですか。

(な し)

中川委員長

一元化したというのは、いろいろな意味で、皆さんに喜ばれるのではないかなというふうに思います。

次に、平成29年度就学援助の実施について、学務課長より説明をお願いいたします。

学 務 課 長

それでは、平成29年度就学援助の実施について、資料に基づいてご説明をさせていただきます。

以前から就学援助につきましては、学務課のほうで実施してきてところでございますけれども、このたび、先ほども予算のあらましでも幾つか今回の見直しについてご案内をさせていただいておりましたが、改めてまとめて、この資料に基づいてご説明をさせていただきたいと思います。

就学援助でございますけれども、千代田区内に住み、経済的理由によって義務教育への就学が困難な児童や生徒の保護者に対して、必要な援助として、給食費や学用品などの学校教育にかかわる費用のうち一部を助成してあげるものでございます。

千代田区では、平成29年度から、さらに実情に即しまして、就学援助制度の拡充等を行うことといたしました。

内容については以下のとおりでございます。

拡充の内容としましては、準要保護該当の基準を見直しさせていただきます。準要保護該当基準につきましては、生活保護の基準、この適用年度につきましては、直近のものを採用とし、これまでの1.2倍から1.3倍に見直しをさせていただきます。

続きまして、修学旅行への助成拡大でございます。修学旅行の助成額が9万円を限度としておりましたが、旅行先が海外への修学旅行をしておるとこ

ろもございますので、その費用の半額までの助成の拡充を行います。実費としまして、半額または9万円のどちらか高いほうを助成限度額とさせていただきます。例えばこの例にもございますように、旅行先の費用が25万円の場合は、その半額が12万5,000円となりますので、これまでの9万円と比べて多く助成することができるようになります。

続きまして、中学校の入学準備金の助成を29年度から開始させていただきたいと思います。これまでの新入学児童生徒学用品・通学用品の購入費の支給時期、これまでは7月に、これは入学準備金に相当するものでございますけど、中学校入学後に支給してきましたが、これを入学前に中学校入学準備金として新たに整備させていただくものでございます。

そうしますと、29年度につきましては、新中学校1年生の児童の保護者に、従前のおり入学後に助成するものでございますが、30年度に中学校に入学する児童、現在の小学校6年生につきましては、6年生在学中の平成30年3月に助成することとなります。

こちらにつきまして、所定の要綱等を整備させていただいた後、周知等につきましては、今年度、5月上旬の連休明けに各学校を通じて保護者に周知をさせていただく予定となっております。

説明は以上です。

中川委員長

説明が終わりました。ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

よろしいですか。

(な し)

中川委員長

それでは、特にないようですので、次に移りたいと思います。

第2回千代田区子ども読書調査報告書について、文化振興課長より説明をお願いいたします。

文化振興課長

子どもの読書調査の報告について、概要版でご説明させていただきます。

本日、封書で、概要版と合わせて、本体のほうも委員の皆さんにお配りしているところでございます。

まず、調査の概要ですけれども、今回は、すみません、2番の調査時期のところがちょっと誤っております。調査の時期ですけれども、平成28年11月1日から28年11月21日が正しく、29年というのが誤りでございます。失礼いたしました。本体のほうは28年となっております。

調査対象としましては、区立小学校、中学校、中等教育学校の各児童・生徒の各学年1クラスを抽出しまして調査をさせていただいております。

回収率は、小学校のほうで95%、中学校のほうで97%となっております。結果につきましては、最後のページに概要をまとめてありますので、そちらを使ってご説明させていただきます。

こちらの結果について、このペーパーを使ってご報告させていただきます。

昨年に続いてということなので、大きな変動は余り実は見られておりませ

ん。子どもの読書の好き嫌いにつきましては、小学生のほうは、小学校全体で、好きと、例えばどちらかといえば好きをあわせますと、小学校が89.4%の子が好きと答えておりまして、昨年と比較しますと、2.3%の増加になっております。中学生のほうは76%になっておりまして、昨年と比較しますと3.4%の減となっております。

読む頻度としては、ほとんど毎日、1週間ほとんど毎日読んでいるという子どもが、小学生で39.8%、中学生では26.7%となっております。1週間に3日から5日読むという子が、小学生では29.9%、中学生では32.8%になっておりまして、全体としましては、本に触れる機会がふえているという傾向が出ています。特に、全く読まないと言っている子どもの数が減少の傾向になっております。

それから、4つ目のポイントのところですが、本の選び方について、こちらは昨年と同様ですが、学校がすすめている本から選ぶという子どもが一定程度おりますので、小学校では18.3%、中学校では37.8%の子どもが回答しております。ですので、やはり学校と連携した取り組みというところが重要になっているということが伺えます。

その下ですが、学校図書館の利用頻度については、小学校、中学校とも、ほとんど利用しないという子どもが減少しております。中でも、中学生のほうで、利用しない子どもの数が全体的に減っておりますので、学校の図書館の利用の機会がふえているということが伺えます。

その下ですが、これは逆に、地域の図書館の利用頻度というものがなかなか上がらないという実情が伺えます。小学校では14.4%、中学校では19.6%の児童が、全く地域の図書館を利用していないという実態が見えてまいりました。

その下ですが、図書館で行っておはなし会や読書イベント等のイベントの参加についての割合が低く推移しておりまして、今後、読書のきっかけづくりとしてももう少しアピールをしていく必要があるというふうな結果が出ております。

このようなイベントに参加したことがあるかどうかという問いに、小学生では50.1%、中学生では85.5%の生徒が全く参加したことがないと答えております。

この結果については、学校のほうに派遣しております学校司書担当のほうから、学校ごとのデータを踏まえた上で、全体の調査の結果と各学校の結果をあわせまして、学校のほうに個別に訪問させていただきまして、詳細にご説明させていただきます。その結果を踏まえまして、各学校との連携をさらに深め、各学校の生徒さんの読書の活動の推進に努めていきたいというふうに考えております。

また、今回は昨年度のデータとの比較をするために、大きくアンケートの内容については変更してございませんけれども、来年度以降につきましては、また改めて調査をする前に、教育委員会、また学校の意見もお聞きしな

中川委員長

がら、アンケートの内容を決めていきたいというふうに考えております。
報告は以上でございます。
ありがとうございました。
ご報告をいただきましたが、この件に関しまして、ご意見とかご質問がありましたらお願いいたします。

古川委員

古川委員。
やはりことしも本に親しんでいる子どもたちが多いなという印象で、私の周りの実感からしても、結果はいいなと思って、よかったなと思っています。

ちょっと気になるのは、本を全く読んでいない子が少しですがいて、その割合が、全体から見ても、多いか少ないかというのはちょっと置いておいたとして、読書に親しむということを考えると、1年に数冊の子と、全く本を手にとらないという子は大きな差があると思います。できれば年に1冊でも、全く本を読まない子が本を手にとってもらえるようになっていくといいなと思っています。

本を読まない子は、興味がないというか、読みたい本がなかったということでしたが、そもそも読みたい本があるかどうか見ていないのではないかなと思います。まとめにもあったのですが、やはり特に中学生は、図書館を、利用するポイントもふえていますけれども、今後もさらに本を借りる以外の用途での開放が今されているので、本を借りに行く目的でなくても、図書館に足を運べるような、本が視界に入るような機会がもっと増えてくればいいなと思っています。

あと、本が近くにないというのは、やっぱり家庭環境もいろいろ絡んでいるのかなとは思いますが。中学生ぐらいになると、ちょっと難しいとは思いますが、お子さんが小さいうちのご家族の方の読書のかかわり方とか、読書をしやすいような環境を少し親が見てあげるとか、何か家庭のほうにも呼びかけることがあるのではないかなと思いました。

以上です。

中川委員長

ほかはいかがでしょうか。

この間、私は麴町中学の図書館を見させていただいたのですが、充実していて本がそろっているなというのと、それから、お勧めの本というものがでていまして、子どもたちが本に接する機会をいろいろとつくってあげるといことはすごく大事だと思うし、図書館の環境というのかな、読みやすい環境というものをつくってあげることが大事だと思います。今、文化振興課長が、各学校を回るとおっしゃっていましたので、そのときにぜひ図書館を見て、図書館の中をこうしたらというようなことも、いろいろ言ってあげていただきたいなというふうに思います。

ほかは。教育長。

教 育 長

学校図書館の活用については私も興味を持っています、校長会の方などでも言っているのですが、学校図書館は本を貸し出すという機能の他

	に、学習の場としての機能と、情報センターとしての機能を持つようになっています。私自身も、区立小学校、中学校で、図書館の開放時間とか運営実態がどうなっているのかよくわからないので、改めてその辺のところを調べて、教育委員会で、千代田区立の各学校における学校図書室の活用状況等についてご報告させていただき、ご意見をいただければというふうに思っています。
中川委員長	ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。 (な し)
中川委員長	ありがとうございました。 では、次に移りたいと思います。

◎日程第4 その他

子ども総務課

(1) 教育委員会行事予定表

中川委員長	日程第4、その他に入ります。
子ども総務課長	子ども総務課長より報告をお願いいたします。 それでは、教育委員会の行事予定表のほう、こちらのほうをごらんください。 まず、4月の教育委員会行事予定につきまして、こちらのほうに記載してございます。二重丸につきまして、教育委員の皆様のご出席予定行事ということでございまして、後ほど指導課長のほうからまたご説明がございしますが、学校経営方針等の説明会、それから第7回教育委員会の定例会、こちらは4月25日でございます。 それから、5月でございます。こちらのほう、第8回の教育委員会定例会、5月9日というふうになっております。 こちらにつきましては以上でございます。 次に、広報千代田（4月20日号）の掲載事項一覧でございます。 児童・家庭支援センター等の事業、こちらのほう、各児童館等の事業内容でございます。また、文化振興課、生涯学習・スポーツ課の各種事業のほう、こちらのほうに掲載をしております。 こちらにつきまして、ご報告は以上でございます。
中川委員長	説明が終わりました。ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。 (な し)
中川委員長	では、次に移りたいと思います。 平成29年度校園長による教育委員会等への経営方針等説明会の開催について、指導課長より報告をお願いいたします。
指導課長	今年度、平成29年度も、校園長による教育委員会等への経営方針等説明会を実施いたします。

ごらんのような日程で、24日から27日までの間で3日間実施いたします。

併設園のある園以外は、それぞれ、経営方針の説明を15分、質疑応答を10分という形で、後も詰まっておりますので、時間厳守で進行したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

また、14日金曜日までに、各学校から経営方針のA4、1枚の概略版が参ります。あわせて、本日午前中の校園長会でも、限られた時間の中で、できるだけわかりやすく説明したいということで、プレゼン等の機器を利用したいというご要望もございましたので、こちらも学校の要望にあわせて、準備をしたいと思っております。

また、当日補足資料の中で、必要があれば、資料等をご持参いただいて、人数分用意してくださいというようなことも伝えております。

また、今回もやはりこの方針等に応じまして、各学校、特色ある教育活動の予算等を、均等割ではなくて、見合いで配当をしていきたいと思っておりますので、そうしたことも含めまして、質疑応答と各学校の経営方針について、教育委員会として把握をしてまいりたいと考えております。

なお、教育委員と幹部の皆様には、事前にまた各学校等の昨年度のさまざまな資料等をお配りしますので、お目通しをいただければと考えております。

1点、資料に訂正がございます。日程の変更でございます。4月25日の九段小・幼と、それから4月27日の昌平小・幼稚園がそっくりそのまま日程・時間が入れかわるということで、よろしくお願いいたします。

中川委員長
金丸委員

はい。金丸委員。

今のこの表ではなくなるという意味ですか。前にいただいた表が、そこはひっくり返っていたのですが。ですから、そういうふうに変ったので、正しいのはここに書いてあるのではないかというふうに私は思っていたんですが、そうではないのでしょうか。

指導課長

ここの画面は間違っておりまして。そうしますと、事前にお配りしたものが、また、正しいということでございます。申しわけございません。二転三転しまして。

中川委員長

よろしいでしょうか。

(了 承)

中川委員長

ほかはいかがですか。よろしいですか。

(な し)

中川委員長
子ども総務課長

それでは、その他の報告事項がありましたらお願いいたします。

教育委員の皆様と青少年健全育成関係団体との意見交換会の実施につきまして、既に担当のほうから日程調整とご案内を差し上げたところでございます。本年2月9日に開催されました青少年問題協議会におきまして、区長から、教育委員の皆様と青少年健全育成関係団体の皆様で意見交換を行っていただき、頂戴したご意見を施策として生かしていきたいという提言がございました。これを受けまして、まず、青少年対策地区委員会と青少年委員会、

この皆様と教育委員の皆様との意見交換会を実施させていただきたいというふうに考えているところでございます。青少年対策地区委員会、こちらが、先ほどの教育委員会行事予定表のほうには記載してございませんでしたが、4月18日火曜日の午後3時からでございます。また、青少年委員会のほうが、5月9日火曜日午後6時半から、こちらの場所は九段中等教育学校1階の大会議室のほうに決定してございます。

また、改めてご案内等は教育委員の皆様には差し上げます。

なお、青少年問題協議会、こちらの委員の規模は40名近くいらっしゃいますので、こちらの団体の皆様にお声がけをしてお集まりいただくというのはなかなか難しい状況にございますことから、今般、協議会を構成する委員会ごとに意見交換会を実施させていただくというようなことで、今回このような形で実施させていただくというものでございます。

また、青少年対策地区委員会のほうは、年に3回、4月、9月、1月という時期にお集まりいただくというのが通例でございまして、急遽、今般4月18日の委員会に教育委員の皆様のご出席をお願いした次第でございます。

私からは以上でございます。

中川委員長

この件に関しまして、ご質問、ご意見をお願いいたします。

金丸委員。

金丸委員

すみません。極めて基本的なところを教えていただきたいのですが、最初の青少年対策地区委員会、これは4地区の正副会長が集まる連絡会と書いてあるので、8名の方々かなと思っていましたら、15名程度の予定と書いてあるので、一体残りの7名はどういう方々なのかなということを知りたいのがまず一点。また、青少年委員会だけではなく、例えば民生・児童委員とか、それぞれのそういう団体との懇談会をする方向で考えてほしいという、そういうことなのでしょうか。

子ども総務課長

まず、ただいまの金丸委員のご質問の正副会長の人数でございますが、こちら、青少年対策地区委員会、麴町、丸の内、神田、万世橋と4警察署ごとでございますが、会長1名の下に、例えば麴町は副会長4名、丸の内は副会長3名、神田、万世橋、それぞれ副会長が4名ずつといった構成になっておりまして、このようなことで、人数的にはこのような例示の人数という形になっております。

また、青少年対策地区委員会の委員として、地区担当の児童福祉、民生・児童委員、保護司、青少年委員、そして小中高校の生活指導主任、PTA、このような構成になっておりまして、したがって、先ほどご説明申し上げました青少年問題協議会の、いわゆる構成する委員会といった位置づけで、今般青少年対策地区委員会、こちらのほうの皆様との意見交換会を設定させていただいたものでございまして、個別に民生・児童委員の皆様との意見交換といったところまでは、まだ今のところは想定しているものではございません。

以上でございます。

教 育 長	青少年問題協議会のときに、石川区長がこういったご発言をされました。青少年問題協議会は全体の人数が多いものですから、まずは少し対象を絞らせていただいて、当面青少年委員会と青少年対策地区委員会との懇談の場を持つということで、今回設定させていただきました。ただ、ほかにも今お話がありましたように、民生・児童委員ですとか、あるいは保護司ですとか、更生保護女性会ですとか、社会を明るくする運動等でご支援いただいている団体の方もいらっしゃいますので、そういう団体の方々との意見交換については、今後別途考えさせていただきたいと思っています。 それから、今回、金丸委員から、少しテーマを絞ったほうが効果的、効率的な議論ができるのではないかというご意見もいただきましたけれども、青少年対策地区委員会とは今まで直接の接点がなかった中で、初回からお互いが意思疎通するようなテーマを設定すること自体少し難しいかと思ひまして、初回はフリーにディスカッションさせていただきたいと思ひます。その中で課題等が浮かび上がってくれば、こういう会は別に一回というふうに限るわけでもありませんので、またその後の対応を考えさせていただきたいというふうに思っています。
金 丸 委 員	次に、これを見ますと、それぞれ会の冒頭で30分程度の意見交換を行う予定ですと、こう書いてあることの意味は、要するに我々が最初の30分いて、それから向こうの本会議が始まるから、そこから退出するという趣旨で理解すればよろしいでしょうか。
子ども総務課長	今、金丸委員がおっしゃったとおりでございます。
金 丸 委 員	最初は、顔なじみになるためということはそれでいいとして、我々が得ている情報の中には、外に出してはいけない情報もかなりあるだろうと思いますが、考え方によっては、例えば特別にこういうグループだからそのことは考慮せずに、その中でフランクに意見交換しても大丈夫だというふうに考えられるグループだとして対応したほうがいいのか。そうではなくて、やはり守秘義務はかかった状態で対応しなければいけない会だというふうに理解しなければいけないのか、そここのところのお考えを教えてくださいたいと思ひます。
教 育 長	私も以前、青少年問題協議会の事務局を担当する課長をしていました。青少年問題協議会の中でも、一般的に会合の場で話されるのは、会としての取り組みとかキャンペーン活動とかで、これは警察署単位で設置されている組織ですので、個々一人一人の話については、警察と担当の間で、場合によっては情報交換等もあるかもしれませんが、会合の場においては、今までも個々の子どもたちの案件について議論するということはありませんでした。今回の会合も、個々のケースについての意見交換というよりも、会としてのあり方とか、会と教育委員会との連携とか協力のあり方について議論をいただければというふうに考えています。
金 丸 委 員	そういうことを聞いた理由を申し上げますと、例えば私は人権擁護委員をまだやっているわけですが、人権擁護委員が、組織として子どもの虐

待を見つけて、児童相談所に通告をするというケースが結構あります。しかし、その児童相談所は、それを受け付けた後、全く何の返答もしてこないわけです。何をしたかも、やったかもやらないかもわからない。どういう措置がされたかもわからないという形でやられてしまいますと、どんどんモチベーションが下がってくるのです。そういう意味で、話し合いが本格的になったときに、どこまでできるかというのは、実は結構重要な問題で、抽象論だけを話すのであれば、情報交換がそれほど意味のないものになってしまう危険性があるかなというふうな考え方を持っているからなのです。

教 育 長

今、金丸委員がおっしゃった件については、虐待のケースでいうと、区でも要保護児童対策協議会という組織を設置していて、その全体会とか、個別のケース会議とかがあって、その法体系の中で、会議で出される情報については、守秘義務は問われません。守秘義務があっても、その場で話したことについては守秘義務違反に問われないという前提の中で協議がなされるということになっています。だから、自由な意見交換を、要対協の場でしていただくということは必要だと思うのですが、今おっしゃったみたいに、会議で出された結果について、なかなか児相のほうからのレスポンスがないというのは、今度は要対協自体の運営自体のあり方に関係してくることかと思います。そこは、児童・家庭支援センターのほうでも児相とよく調整して、なるべく要対協での個々のケース会議の議論等がその後どう展開したかとかいうことを、お互いに情報交換して、もう少しフォローできればと思います。

児童・家庭支援センター所長

千代田区のお子さんを児童に保護してもらいますが、その後のことですが、子ども家庭支援センターと児相は、月に2回ほど会議を持っています。その後の状況ですとか、情報交換もしておりますので、そのところでは共有しております。ただ、直接、児相へ行ってしまうと、私たちもわからないというところがあります。

金 丸 委 員

要は、役割としてそういうことをやったことに対して、何らかの、全部細かいことまで出てこないまでも、おおよそのことは戻ってこない、実は意見を言ったり、活動したりすることのモチベーションが落ちてしまうわけですね。そういう意味で、例えば意見交換会も同じで、ただ、こちらが意見を言うだけですと、それに対しての、ではその後どうしたということは何も戻ってきません。ということになってしまうと、実は意見交換会といいながら、非常に上から目線で、意見を言えばなしみたいな形になってしまうので、その辺をどこまでやるかということは、今すぐではないにしても、ちょっと考えていかないといけないのかなというふうに私は思っています。

中川委員長

ですから、今度は青少年対策地区委員会と、30分で何ができるかということをやちょっと考えてしまうわけですね。初めてのことでですから。だけど、何のためにやるかといったら、やっぱり千代田区の子どもたちによりよい教育環境をつくるということが最終的な目的だと思います。

その中から、もし何か、こういう問題をやったらどうだろうという話が出

教 育 長

てきたら、それを膨らませていくというようなことにしていかないと、ただ形式的に30分こういうことをやっていますということをお互いに言い合うだけでは、ちょっともったいないかなというふうに思いますけど。

最初は、お互いにわからないところも多いと思いますので、意見を出し合う中で、方向性としてはお互いが協力したり連携したりする課題とか道筋について合意していったら、協力なり連携の方向性が見出せばいいのかなというふうに私なりに考えています。

単に言いたいことを言うだけではなくて、それをもとに、何かお互いが協力したり連携したりするに当たっての糸口なりが見出せば、初回はそのくらいでよろしいのかなというふうに思っています。

中川委員長

私も年2回の青少年問題協議会で、やっぱり報告だけで終わってしまっているということが、これでいいのだろうかというふうに気になっています。とにかく個別に話をしてみて、これから先、保護司の方たちとか、それからほかの団体もありますけど、その人たちともそういう顔合わせをする中で、これからやっていけばいいのかなと。

教 育 長

児童相談所を千代田区として持つということがターゲットにあります。今まで各団体が結構ばらばらに動いてきたと思うのですが、児童相談所は、虐待案件のほかにも、例えば非行少年少女に対する補導とか指導とか、そういう役割を持っている中で、千代田区に児相ができた場合には、区内の子どもたちに対する非行問題等にも、我々は今以上に直接向き合っていくことになるのではないかと私は思っています。そういう意味では、児相設置を視野に入れて、地区委員会とか、青少年委員会との連携を図り、将来を見越した形で、お互いに意見交換とかをしていくことが必要なかなと私には思っています。

金 丸 委 員

少し私が引き気味なのがいけないのかも知れませんが、私もやるとするとそういうことになるのではないかと。だからそういう意味では、例えば実際に千代田区内で保護司が関与するような、非行少年の問題があるということを確認した上で、そのことの状況、それからそれが生まれた背景などを話合うということは意味がある。それだけ個人情報を取り扱うことになるので、さっき言ったように、どこまで言えるかという問題はやっぱり重要な点かなと思っているのですが、そこからやっていくと非常に意味があるものが、私は積みあがると思うのですが、そうでないとすると、本当に抽象論だけで終わってしまうケースがあるなというふうに心配しています。

中川委員長

さっき、この千代田区いじめ防止等のための基本方針のところ、ちょっと戻って申しわけないですが。3ページに、いじめ防止等のための組織ということで、教育委員会いじめ防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、いじめ問題対策連絡協議会の設置にかえ、いじめの実態及びいじめの防止等に向けた対策について、青少年問題協議会に定期的に報告し、協議するものとするという言葉がここに出ているのですが、この言葉はちょっと、今有効に機能していないなということを感じているので、この辺ももう一回

教 育 長

考えていただきたいなというふうに思っているのですけれども。青少年問題協議会で定期的に報告といっても、2回しかないわけですよね、これ、今は。

これについては、いじめ防止対策推進法の中に、いじめ防止対策を効果的に進めるために、各自治体が条例設置による連携のための組織を設置することができるという条文があります。今、区では青少年問題協議会がありますし、同じようなメンバーで、保健福祉部がやっている社会を明るくする運動の協議組織があつて、また新たに、いじめ防止のための条例に基づく協議会を設置するというのは、屋上屋を重ねることになるのではないかとということで、千代田区の場合には、新たな屋上屋を重ねるような条例設置による協議会は設置しないで、青少年問題協議会をいじめ防止対策法に基づく連携のための組織として位置づけてやっていくこととしました。それまでは、青少協の場でいじめについての報告というのは特になかったのですけれども、3年ぐらい前から、区の基本方針でそのように位置づけたので、会議のたびに、指導課長のほうから、区のいじめの実態等を報告してもらうようにしたところですよ。青少協は、個々のいじめについての具体的なケースを掘り下げるといよりも、区の包括的ないじめの現状なり課題なりをご理解いただいて、連携の強化を図るという位置づけのもとにやっているものですので。

中川委員長
教 育 長

防止等のためですよ。

青少協をそういうふうに位置づけていますから、今回やる青少年委員会とか、あるいは地区委員会との議論の中でも、場合によっては、いじめ対策についての、協力なり、連携のあり方を議論するということは、意味があるのかと思います。

ただ、現在の青少協が、いじめ問題の連携組織として余り機能していないので、別途、いじめ対策のための協議会を立ち上げるとなると、社明があつて、青少協があつて、また、いじめの協議会があつて、同じようなメンバーが同じように集まって、同じような時期に同じような話をするということになってしまうので、そこは避けたほうがいいと私なりには思っています。

中川委員長

逆に、そういうものをもう、一本化するというか、効果的に機能するような方向を、何かこれから考えていくというふうにしていく必要があるのではないかとと思いますが。

教 育 長
中川委員長

まずは一度懇談していただいてから。

はい。ということで。

そのほかはいかがでしょうか。

(な し)

中川委員長

それでは、特にないようですので。

教育委員のほうからは何か。

(な し)

中川委員長

では、特にないようですので、以上をもって本日の定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

